

# 伊勢市国民保護計画の変更概要について

資料1

## 1 変更の趣旨

伊勢市国民保護計画は、国民保護法・国の基本指針・三重県国民保護計画に基づき平成19年4月に策定し、その後平成22年7月に計画の変更を行った。

今回の変更は、法の改正並びに基本指針及び県計画等に変更があったことから、それらと整合性を図るとともに、本市の組織改編、地域防災計画の改定等による変更、統計関係数値の更新など所要の事項も併せて変更します。



## 2 変更の手続

市国民保護計画の変更にあたっては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第3項」の規定に基づいた手続きを行う。

伊勢市国民保護協議会に諮問



三重県知事に協議



伊勢市議会に報告



市民に公表 冊子印刷、ＨＰ等

## 3 変更内容

- ① 国民保護法、国民の保護に関する基本指針、三重県国民保護計画の変更等
- ② 市の組織・体制、地域防災計画の変更
- ③ 統計データの更新、用語の修正等

## ① 国民保護法、国民の保護に関する基本指針、三重県国民保護計画の変更等

内 容	資 料
通新体制の整備について、緊急情報ネットワーク(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する旨を記載	資料2 P4 資料2別紙 P5 資料3 P25・26
市における訓練の実施について、武力攻撃災害への対応訓練、避難訓練等、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を記載	資料2 P5 資料3 P34
避難住民の誘導を行うため、市が準備しておくべき資料に「避難行動要支援者名簿」を追加	資料2 P5 資料3 P36
県が避難施設を指定する際、市が提供する情報内容について、「施設の収容人数、構造、保有設備等」の具体的な内容を記載	資料2 P5 資料3 P37

## ① 国民保護法、国民の保護に関する基本指針、三重県国民保護計画の変更

内 容	資 料
安否情報を県に報告する際、安否情報システムが使用できない場合、電子メールを使用する旨を記載。	資料2 P9 資料3 P67
安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う旨を記載。	資料2 P11 資料3 P83
市は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、避難退域時検査及び簡易除染を、国及び原子力事業者の指示等のもと県と連携し実施する旨を記載。	資料2 P11 資料3 P84
NBC攻撃による汚染原因に応じた対応のうち、核攻撃等による災害が発生した場合、市は国の指示等のもと、県と連携し避難住民等に避難退域時検査及び簡易除染を実施するとともに、汚染の拡大を防止する措置を実施する旨を記載。	資料2 P11 資料3 P84

## ② 市の組織・体制、地域防災計画の変更

内 容	資 料
<p>市の組織・体制の変更に伴うもの 防災センター建設に伴う本部の代替機能の順位変更</p>	資料2 P3・6 資料2別紙 P2～4 資料3 P17～19 P45
<p>地域防災計画の変更に伴うもの プロジェクト型災害対策本部体制(チーム制)の導入</p>	資料2 P7 資料2別紙 P8～11 資料3 P46～49

### ③ 統計データの更新、用語の修正等

内 容	資 料
統計データの更新 市の気候、人口等を時点修正し、適切な内容に更新	資料2 P2 資料2別紙 P1・2 資料3 P9～11
用語の修正 災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者」を「要配慮者」に修正等	11箇所
その他、表現の適正化や誤記の修正に伴う変更	25箇所